

宇都宮市 I T パスポート取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する宇都宮市 I T パスポート取得支援補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和 4 1 年規則第 2 2 号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、中小企業者が宇都宮市内（以下「市内」という。）で勤務する従業員及び役員を対象に I T パスポート試験の受験に要する経費の一部を補助することにより、D X 進展下において社会人共通に求められる I T リテラシーの習得を図るとともに、リスクリングに取り組む企業の拡大を図り、企業の経営力強化や生産性向上、新たな付加価値創出等を促進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者、又は同項第 3 号に規定する中小企業者と同規模の医療法人若しくは社会福祉法人をいう。
- (2) 従業員 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1 0 7 条に定める労働者名簿の記載対象となる本市内で勤務する労働者であり、正社員、契約社員、出向者、パートタイム労働者、アルバイト、技能実習生等をいう。ただし、日雇い労働者や、派遣社員は対象外とする。
- (3) 役員 法人の登記事項証明書に取締役等で登記がされている者をいう。
- (4) 従業員等 (2)に規定する従業員及び(3)に規定する役員をいう。
- (5) I T パスポート試験 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 2 8 年経済産業省令第 1 0 2 号）第 3 7 条第 1 項に定める I T パスポート試験をいう。
- (6) リスクリング 企業の経営戦略や人材戦略のもと、今後の新たな業務等に必要となるスキルや知識を従業員等が習得することをいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、市内で勤務する従業員等（以下「市内従業員等」という。）の I T パスポート試験の受験に要する経費を負担する市内の中小企業者（以下「市内中

小企業者」という。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社、本店、支店又は事業所等を有する法人事業者若しくは市内に住所を有する個人事業者であること
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けていること
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う企業でないこと
- (4) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する密接関係者との関係がないこと
- (5) 市税の滞納がないこと
（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率、並びに補助金の限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（補助金の補助対象期間）

第6条 補助金の補助対象期間は、交付申請日の属する年度の4月1日から1月31日までとし、当該期間中に実施されたITパスポート試験を補助対象とする。ただし、令和7年度以降は、交付申請日の属する年度の前年度の2月1日から3月31日までに実施されたITパスポート試験も補助対象とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇都宮市ITパスポート取得支援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、交付申請日の属する年度の2月末までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合については、添付書類を省略することができる。

- (1) 実績報告書（様式第1号別紙1）
- (2) 補助対象となる市内従業員等の確認書類
 - ア 従業員の場合、申請者が作成する労働者名簿等、雇用の事実を確認できる書類
 - イ 役員の場合、申請日から3カ月以内に法務局で発行された申請者の履歴事項全部

証明書

- (3) 市内従業員等の I T パスポート試験結果レポート
- (4) 第 6 条第 1 項に定める補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類
- (5) 申請者の事業概要（パンフレットなど、申請者の組織や主たる事業、資本金、従業員数等の概要が分かるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、宇都宮市 I T パスポート取得支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知をもって交付確定通知とみなす。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 9 条 前条第 2 項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに宇都宮市 I T パスポート取得支援補助金交付請求書（様式第 3 号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當であると認めるとき。

（証拠書類の保存）

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存

しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和6年3月31日告示第 号）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

1 補助対象経費	(1) I Tパスポート試験受験料 補助対象者が、市内従業員等の I Tパスポート試験受験のために、独立行政法人情報処理推進機構に対して支払った受験手数料 (2)資格手当 補助対象者が、I Tパスポート試験を受験した市内従業員等に対して支払った、資格手当、奨励金、資格補助金等
2 補助率	補助対象者が負担した補助対象経費の1/2の額
3 補助限度額	市内従業員等1人につき、受験1回あたり3,750円